

条件付一般競争入札

「いわき大交流フェスタ」会場設営等業務委託

入札説明書

平成28年9月

福島県いわき地方振興局

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件「いわき大交流フェスタ」会場設営等業務委託に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 「いわき大交流フェスタ」会場設営等業務委託
- (2) 業務仕様等 「いわき大交流フェスタ」会場設営等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 28 年 1 月 1 日 1 日 1 日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、前記 2 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 4 (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 同種業務履行実績調書（様式任意）

当該業務の内容・実績（業務年度、業務規模(業務内容等)、業務期間、契約金額等）を明示すること。また、当該業務契約書、仕様書等の写しを参考資料として併せて提出すること。

イ 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など）

ウ 暴力団等反社会的でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

エ 役員一覧（様式3）

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場 所 郵便番号 970-8026

福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき地方振興局復興支援・地域連携室

電話番号 0246-24-6253

FAX 0246-24-6019

イ 期 間 平成28年9月6日（火）～平成28年9月13日（火）の各日午前9時から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

ウ 配布図書 仕様書、入札説明書、契約書(案)、参考資料(図面等)

(2) 現地見学・入札説明会

実施しない。ただし、現地見学を希望する場合は、事前に4(1)アに示す連絡先に連絡の上、見学の日時等について調整を行うこと。

(3) 資格確認申請書の提出場所及び提出期限

ア 場 所 前記(1)に同じ。

イ 期 限 平成28年9月13日（火）午後5時まで必着（休日を除く。）

なお、申請書類は郵送を可とする。（提出期限内必着とする。）

ウ 後記6(3)において入札保証金の免除を希望する者（過去2年間の業務履行実績により免除申請を行う場合）は、様式7、様式8及び添付資料を併せて提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成28年9月20日（火）午前11時00分

イ 場 所 福島県いわき合同庁舎 南分庁舎3階大会議室

5 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、前記4の(4)に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）の写し

イ 委任状（様式6）…代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札保証金納付免除関係書類（様式7）（入札保証保険により免除申請を行う場合。）

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、4(4)に掲げる日時までに入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、同条第 1 項第 2 号の規定に基づき入札保証金の免除を希望する者は、4(3)に掲げる期日までに、以下の書類を 4(1)に示す場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は入札時に提出するものとする。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式 7）

イ 履行実績証明書（様式 8。3(1)アの「同種・類似業務履行実績調書」（任意様式）とは別である。）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を 4(4)に掲げる日の前日正午までに前記 4 の(1)に記載する連絡先へ申し出ること。

7 入札方法及び開札等

(1) 開札は、前記 4(4)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は前記 5(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

8 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県いわき地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式9）により、平成28年9月9日（金）午後4時までに発注者に説明を求めることができる。

発注者は、福島県いわき地方振興局ホームページに入札説明書等に関する回答書（様式10）を掲載する方法により速やかに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期

し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 前記 2 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

14 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、前記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消しすることがある。

15 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

16 その他

(1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について平成 28 年 9 月 9 日（金）まで様式 9 により説明を求めることができる。

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(4) 入札から落札者の決定までの間に入札者が前記 2 の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

(5) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配付

17 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 970-8026

住 所 福島県いわき市平字梅本15番地

所 属 福島県いわき地方振興局復興支援・地域連携室

電話番号 0246-24-6253

F A X 0246-24-6019

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 施行令第六十七条の五第一項又は施行令第六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納

付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。